

子教第2053号  
令和3年10月20日

各市町村教育委員会教育長様

神奈川県教育委員会教育長  
(公印省略)

### 令和3年10月25日以降の市町村立学校の教育活動等について（通知）

本県は、令和3年10月1日から10月24日まで、段階的な緩和の期間として感染の拡大防止に取り組むこととし、この間の市町村立学校の教育活動等については、令和3年9月28日付け教育長通知によりお示ししているところですが、この度、令和3年10月25日から11月30日まで「基本的対策徹底期間」として、基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこととなりました。

については、令和3年10月25日以降の教育活動等について、別添写しのとおり県立学校長あて通知しました。

貴教育委員会所管の各学校においても、次の県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、別添写しの県立学校あて通知も参考に、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるようお願いします。

なお、市町村立学校における対応に関して、必要がある場合には、子ども教育支援課長と協議いただくようお願いします。

#### 《県立学校における児童・生徒等への対応》

- 基本的な対応について
  - ・児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
  - ・毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
  - ・登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。
- 学習活動について
  - 高等学校及び中等教育学校では、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら通常の教育活動を実施する。
    - ・朝の時差通学を継続することとし、各学校の校長は、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定する。
    - ・今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。
    - ・可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。
  - 県立特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を継続する。各学校の校長は、地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討し設定する。
- 部活動について
  - ・可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
  - ・大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

- 学校行事等について
  - ・修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。
  - ・各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、基本的な感染防止対策を徹底した上で実施する。

また、特に次の点について、貴教育委員会所管の各学校に対し、御指導くださるよう併せてお願ひします。

- 【基本的対策徹底期間中の教育活動に係る具体的な対応】**
- 児童・生徒等が自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（3密の回避・マスクの着用・手洗い等の手指衛生・換気等）を実施するよう指導すること。
  - 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底することや、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診することを、児童・生徒等や保護者に促すこと。
  - 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインを活用した学びの保障に積極的に取り組むこと。
  - 学校における基本的な感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。
  - 部活動について、活動内容・方法等の工夫に加え、部室で着替えを行う際など活動前後における感染防止マナー等についても、生徒への指導を徹底すること。併せて各地区大会や対外試合等の扱いは、県中体連の方針等を踏まえ、各地区の中体連、貴教育委員会において引き続き適切に対応すること。
  - 引き続き児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。特に、長期休業期間終了後の時期等、学校の状況に変化がある際に、児童・生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、「基本的対策徹底期間」への移行に当たっては、引き続き、児童・生徒等の様子や変化を注意深く観察し情報共有を教職員間で行うとともに、児童・生徒等の見守りをしっかりと行うこと。

なお、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって、これらの対応を変更することがあります。

問合せ先  
 子ども教育支援課教育指導グループ 本間  
 TEL 045-210-8217  
 E-mail homma.6vd@pref.kanagawa.lg.jp  
 子ども教育支援課小中学校生徒指導グループ 武下  
 TEL 045-210-8292  
 E-mail takeshita.de88@pref.kanagawa.lg.jp

写

高第 2841 号  
令和 3 年 10 月 20 日

各県立高等学校校長様  
各県立中等教育学校校長様

教育長

### 令和 3 年 10 月 25 日以降の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

本県は、令和 3 年 10 月 1 日から 10 月 24 日まで、段階的な緩和の期間として感染の拡大防止に取り組むこととし、県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和 3 年 9 月 28 日付け教育長通知により教育活動等を実施しているところですが、この度、令和 3 年 10 月 25 日から 11 月 30 日まで「基本的対策徹底期間」として、基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこととなりました。

については、県教育委員会として、令和 3 年 10 月 25 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、今後も、基本的な感染防止対策を徹底することで、生徒の安全・安心の確保と学びの保障の両立を図るとともに、各家庭に対して、学校の取組の周知と併せて感染予防への協力を依頼していただくようお願いします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら通常の教育活動を実施する。

- 朝の時差通学を継続することとし、各学校の校長は、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね 8 時 30 分以降に授業開始時刻を設定する。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

#### ア 基本的な対応について

- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

#### イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

#### ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

②文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、基本的な感染防止対策を徹底しながら実施する。

### 【基本的対策徹底期間中の教育活動に係る具体的な対応】

1 基本的な感染防止対策の徹底について

- 基本的な感染予防策としては、「感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、特に次の点に留意して基本的な感染防止対策の徹底を図ること。

ア 登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと。

ウ 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の基本的な感染防止対策に取り組むこと。

エ 教室、職員室等における常時換気を基本とした換気を行うこと。

オ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業とする。

カ 学校行事の実施に当たっては、感染リスクの低減に努めること。

- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。

ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。

イ 每朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ 登校時、昼食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹼によるこまめな手洗いを徹底すること。

エ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの基本的な感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。

カ 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅

宿泊等による感染が報告されているため、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、基本的な感染防止対策を徹底すること。

## 2 学習活動における留意事項について

- 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
  - ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
  - イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。
  - ウ 今後の感染状況により、必要に応じて、分散登校等が実施できるよう、対面による授業とオンラインによる学習の併用について、各学校において準備を進めておくこと。

## 3 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施においても、基本的な感染防止対策を徹底するよう生徒を指導すること。
  - ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。
  - イ 部活動については、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

## 4 感染に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染への不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染への不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないよう、教室で行う授業を、ICTを活用して同時に双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
  - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
  - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わることができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
  - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
  - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを

活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）  
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

## 5 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 長期休業期間終了後の時期等、学校の状況に変化がある際に、生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、「基本的対策徹底期間」への移行に当たっては、引き続き、生徒の様子や変化を注意深く観察し情報共有を教職員間で行うとともに、生徒の見守りをしっかりと行うこと。

## 6 P T A活動について

- P T A活動については、P T A役員等とよく話し合った上で、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。

## 7 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、学校施設開放は継続すること。

### 問合せ先

#### 【通知全般に関するごとについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話(045) 210-8260 (直通)

#### 【部活動（運動部）に関するごとについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045) 210-8312 (直通)

#### 【部活動（文化部）に関するごとについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045) 210-8254 (直通)

#### 【生徒の心のケアに関するごとについて】

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 岩崎、石川

電話(045) 210-8295 (直通)

#### 【P T A活動に関するごとについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045) 210-8347 (直通)

#### 【学校施設開放に関するごとについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045) 210-8342 (直通)

特第 1522 号  
令和 3 年 10 月 20 日

各県立特別支援学校校長 様

教 育 長

### 令和 3 年 10 月 25 日以降の県立特別支援学校の教育活動等について（通知）

本県は、令和 3 年 10 月 1 日から 10 月 24 日まで、段階的な緩和の期間として感染の拡大防止に取り組むこととし、県立特別支援学校においては、令和 3 年 9 月 28 日付け教育長通知により教育活動等を実施しているところですが、この度、令和 3 年 10 月 25 日から 11 月 30 日まで「基本的対策徹底期間」として、基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこととなりました。

については、県教育委員会として、令和 3 年 10 月 25 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、今後も、基本的な感染防止対策を徹底することで、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障の両立を図るとともに、各家庭に対して、学校の取組の周知と併せて感染予防への協力を依頼していただくようお願いします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

児童・生徒等の安全安心の確保と学びの保障を両立するため、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら対応していく。

時差通学及び短縮授業を継続する。各学校の校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討し設定する。

#### ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

#### イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

#### ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

#### エ 学校行事等について

##### ①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

##### ②文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、  
基本的な感染防止対策を徹底しながら実施する。

### 【基本的対策徹底期間中の教育活動に係る具体的な対応】

#### 1 感染防止対策の徹底について

- 基本的な感染予防策としては、「感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、特に次の点に留意して感染防止対策の徹底を図ること。

ア 登下校中も含め、校内での児童・生徒等及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと。

ウ 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の基本的な感染防止対策に取り組むこと。

エ 教室、職員室等における常時換気を基本とした換気を行うこと。

オ 学校で児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し、臨時に学校の全部を休業すること。

カ 学校行事の実施に当たっては、感染リスクの低減に努めること。

- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について児童・生徒等への指導を徹底すること。

ア 児童・生徒等が、自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。

イ 児童・生徒等が、毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底するよう指導すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ 登校時、昼食の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹼によるこまめな手洗いを徹底すること。

エ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また、座席の間隔は、できるだけ 2 m（最低 1 m）空け、状況に応じて衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。教室内で十分な間隔を確保できず、教室に余裕がある場合などは、特別教室等を活用するなど、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うこと。

オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと。

- カ 食べ物、飲み物を共有しないよう指導すること。
- キ 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染症対策をすること。また、児童・生徒等に対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談のうえ、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用し、介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。
- ク 県立学校において、教育活動外での児童・生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、授業後や部活動終了後だけでなく、週休日等においても、慎重に行動すること。

## 2 学習活動における留意事項について

- 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
  - ア 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保すること。
  - イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。

## 3 児童・生徒等の主体的な活動における留意事項について

- 児童・生徒等の主体的な活動の実施においても、基本的な感染防止対策を徹底するよう児童・生徒等を指導すること。
  - ア 児童・生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。
  - イ 部活動については、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。

## 4 感染に不安を抱く児童・生徒等、保護者への配慮について

- 感染への不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童・生徒等については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により児童・生徒等指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染への不安から登校を控える児童・生徒等など、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない児童・生徒等と同様、学習に著しい遅れが生じることがないよう、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようになるなど、当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒等との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対して行う学習指導については、
  - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
  - ② 教師が児童・生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当児童・生徒等の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わることができる。
- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等について、次の方法によるオンライン

を活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）

※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

## 5 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応について

- 医療的ケアを必要とする児童・生徒等の対応として、「学校の新しい生活様式Ver. 6」を基本としつつ、次の文書も参考としながら適切に対応すること。

<参考>

- 文部科学省令和2年12月9日付け事務連絡

「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）」

- 文部科学省令和2年6月19日版

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」

- 厚生労働省令和2年5月20日付け

「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

## 6 スクールバスの対応について

- スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとること。
- 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を徹底すること。
- 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。

## 7 寄宿舎における感染症対策について

- 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式Ver. 6」を踏まえた、万全の感染症対策を講じること。
- 寄宿舎内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- 入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、保護者に自宅休養を依頼すること。
- 入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、特別支援教育課長と寄宿舎における

る対応を協議すること。

8 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 長期休業期間終了後の時期等、学校の状況に変化がある際に、児童・生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、「基本的対策徹底期間」への移行等に当たっては、引き続き、児童・生徒等の様子や変化を注意深く観察し情報共有を教職員間で行うとともに、児童・生徒等の見守りをしっかりと行うこと。

9 P T A活動について

- P T A活動については、P T A役員等とよく話し合った上で、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。

10 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら学校施設開放は継続すること。

問合せ先

【通知全般に関するこことについて】

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276 (直通)

【部活動（運動部）に関するこことについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関するこことについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

【生徒の心のケアに関するこことについて】

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 岩崎、石川

電話(045)210-8295 (直通)

【P T A活動に関するこことについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関するこことについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

## 県立高等学校等における基本的対策徹底期間中の授業実施上の留意事項

**1 全教科に共通した授業実施上の留意事項**

- 授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させる。

**(内容や方法について)**

- ・グループ活動等を計画する際は、グループの人数を少なくする、時間を短く区切る、ICT機器を活用するなどといった工夫をした上で実施する。
- ・発表や意見交換等については、マスクを着用し、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大声にならないように指導した上で、実施する。
- ・近距離で一斉に大きな声で話すような学習活動とならないよう、一度に声を出す人数を少なくすることや、声を出す向きに配慮することなどの工夫をした上で実施する。  
例：各自が意見交換をする場面の工夫  
→ 付箋を用いて、各自の意見をホワイトボードに貼り、順番に見ることや、ICT機器を用いて意見を集約することなど。
- ・学習活動において、新型コロナウィルス感染症を題材として扱う際は、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。
- ・校外講座や外部実習、インターンシップ・デュアルシステム等の実施については、実習先の感染防止対策を確認した上で保護者の了解のもと実施すること。
- ・身体接触を伴う活動は、できるだけ避けるとともに、行う場合は感染リスクを低減させる工夫を行った上で、短時間で行うこと。なお、当日の健康チェックや実習時間の記録など、接触者が不明とならないようペアやグループを固定して実施すること。
- ・実験や実習の説明はワークシートやタブレット等を積極的に活用し、密集して説明を受ける場面がないようにする。

**(教材・教具について)**

- ・実習等で生徒個人が使用する材料や道具の配付、回収は、生徒個人が行う。
- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士での貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に消毒や手洗いを適切に行う。
- ・実習服やシーツ、体育で用いるビブスなどについては、洗濯頻度を高める。
- ・授業でパソコンなどを使用した後は、毎回キーボード、マウス等の機器を柔らかい布（水で濡らし、かたく絞ったもの）でふき取るとともに、手洗いの徹底などの必要な感染防止対策を取ること。（キーボード等の機器の消毒に薬剤を用いる場合、使用箇所の素材を確認し、目立たない場所で試してから使用すること。）

## 別紙1

## 2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

保健体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアの必要な生徒及び基礎疾患がある生徒や、感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった生徒には、生徒・保護者の意向を尊重し、授業への参加を強制しないこと。</li> <li>○運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要のこと。</li> <li>○熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。</li> <li>○マスクを外している際は、人との十分な距離を保つ、近距離での会話や活動時の発声を控える等の感染防止対策を講じること。</li> <li>○呼気が激しくならない運動の際は、マスクを着用すること。</li> <li>○生徒のマスク着用時について、呼吸が苦しい様子など体調不良が見られる場合は3密を避けて休憩させ、必要な応急手当を行うこと。</li> <li>○激しい接触が頻繁に起こらないよう工夫し、不必要的身体接触を控えること。</li> <li>○生徒同士が近距離で組み合うことや常時身体接触を伴う活動については、短い時間に限定して行うなど、可能な限り感染リスクを低減した上で、実施すること。</li> <li>○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のグループ・チームでゲーム等を行うこと。</li> <li>○用具・ボール等の共有はできるだけペアやグループ・チームで特定して使用し、授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。消毒については必要に応じて適切に行うこと。</li> <li>○更衣室内についても空間を確保し、適切に換気を行うこと。</li> <li>○教員はマスク着用を原則とするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合（指導のために教員が運動を行う場合等）は外しても構わないこと。</li> <li>○教員がマスクを外した際は、不必要的会話や発声を行わず、他者との距離を2m以上（同方向に動く場合は更に長い距離）確保すること。</li> <li>○保健の実習においては、円滑に実習が行えるよう、応急手当の意義や、基本的な応急手当の方法や手順について、心肺蘇生法の必要性などの学習を事前に行うこと。</li> </ul>
音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歌う（発声する）際は、マスクを着用し、生徒同士の間隔を（1mを目安に）音楽室内で最大限とった上で活動する。また、生徒同士が（対面の形など）近距離で向かい合って歌わないようにする。なお、歌う際は、学校の近隣への配慮として、歌う活動中に窓を閉める必要がある場合は、その活動中は窓を閉めて差し支えないが、必ず換気の時間を挟むこととし、生徒の体調管理に留意すること。</li> <li>○マスク着用での演奏が難しい楽器の指導をする際は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど、感染症対策を行った上で実施する。特に、リコーダーなど管楽器を扱う場合は、生徒同士の貸し借りはしないこと。また、感染リスクを低減させる措置（生徒一人ひとりに、楽器を演奏する際に外したマスクを一時保管するためのマスク袋やタオルを用意させるなど）を講じること。</li> <li>○レンタル楽器を授業内で共用する場合は、計画段階において、生徒・保護者に説明し、理解を得た上で、実施すること。また、使用前後の適切な消毒や手洗いなど、できる限り感染リスクの低減に努めること。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調理実習については、可能な限り1つの班の人数を少なくするとともに、身支度や手洗いを十分にできるよう、品目を少なくするなど、時間に余裕を持たせる工夫を行うこと。※調理した料理は、調理した班員以外には提供しないこと。</li> </ul>

## 別紙2

### 県立高等学校等における基本的対策徹底期間中の部活動実施上の留意事項

#### 1 部活動の実施形態

活動形態	・感染リスクの低減に努めるよう感染防止対策を徹底した上での活動
活動	・「4 部活動実施に当たっての留意事項」を踏まえた上で「神奈川県立学校に係る部活動の方針(平成31年3月改定)」に則り実施する
留意事項等	・大会等に参加する場合は、保護者に説明し承諾を得ること

#### 2 公式大会・コンクール等

- ・大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、可否を決定する。
- ・学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、校長の判断の下、可否を決定する。

#### 3 合宿及び県外遠征

- ・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、集団での宿泊、長時間の移動による感染リスクがあることから、県内や合宿（遠征）先の感染状況を見極め、慎重に判断すること。

また、計画する際は、移動・食事・入浴・就寝場面等の実施形態を工夫すること。

※感染状況によっては、再び合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

キャンセル料の支払いが生じるリスク等を含めて、生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得た上で計画するとともに、状況によりキャンセルとなった場合には、保護者に負担をかけることがないよう、キャンセル料が発生しない段階で早めに判断すること。

#### 4 部活動実施に当たっての留意事項

##### ○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「3密対策」 ①密閉対策：常時の換気

②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用

③密集対策：人との間隔を空ける（1メートルを目安に）

- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

##### ○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。
- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び

少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。

- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないよう指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

#### ○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな声を発しないこと。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部、文化部とともに、運動時は身体へのリスクを考慮し、生徒はマスクの着用は必要としないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（W B G T）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染防止対策を講じた上で、マスクを外させること。また、生徒がマスクの着用を希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させることや、生徒の体調の変化に注意し指導すること。なお、顧問は原則マスクを着用することとする。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。
- ・熱中症のリスクが低いと考えられる場合は、飛沫拡散防止のため、原則マスクを着用すること。特に、歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における基本的対策徹底期間中の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

## 5 その他

- ※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。
- ※ 休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士で帰宅する際に感染した可能性があるとされている事例があることから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を徹底するよう引き続きお願いします。
- ※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。

- ※ 活動に当たっては、生徒及び保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。
- ※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。  
なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。

## 知事メッセージ

これまでの継続的な取組みにより、新型コロナウイルスの感染状況は大きく改善し、ステージⅡの水準まで下がりました。この間の県民、事業者の皆さんのご協力に、深く感謝いたします。

こうした状況を受け、本県では、昨年12月から継続してきた、特措法に基づく時短要請などを、10月24日をもって解除します。

このように感染状況は大きく改善し、制限も緩和されますが、新型コロナウイルスが消滅したわけではありません。コロナとの共存を図りながら日常生活を取り戻し、経済活動を再開していくためには、県民、事業者の皆さんのが、基本的な感染防止対策に主体的に取り組み、生活の中に定着させていくことが重要です。

そこで、10月25日から11月30日までを基本的対策徹底期間として、以下の感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

### (県民・事業者の皆さんへ)

- ・ M(マスク)・A(アルコール消毒)・S(遮蔽とショートタイム)・K(距離と換気、冬は加湿)の基本的な感染防止対策を継続しましょう。
- ・ 外食する際は、マスク飲食実施店の認証店を選び、一組(1テーブル)4人または同居家族、2時間を目安としましょう。
- ・ 今後、感染が再拡大した際には、マスク飲食実施店とそうでない店で、要請内容に差をつけることもありますので、認証申請していない店舗は、早めに申請しましょう。

県は今後、「かながわPay」アプリを通じた買い物に対して、ポイント還元を行う事業を開始するほか、商店街等が実施するプレミアム商品券発行事業を支援するなど、地域における消費を喚起する事業を進めます。また、県民限定で県内旅行の割引を行う「かながわ県民割」の再開に向けて、参加する事業者の募集を開始します。

あわせて、感染の第6波に備えて、医療提供体制の充実にも、引き続きしっかりと取り組んでいきます。

今後、感染の再拡大を招かないためにも、みんなで基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

令和3年10月20日

神奈川県知事 黒岩 祐治